

取手市社会福祉協議会臨時職員登録制度実施要綱

この制度は、あらかじめ「取手市社会福祉協議会臨時職員登録申込書」を提出された方の中から、希望の勤務職種・勤務時間・資格などを参考に、臨時職員として勤務していただく方を選考する制度です。

登録できる方は、原則として登録日現在 18 歳以上 60 歳未満の方です。また、臨時職員登録申込書の有効期間は 2 年間です。

1. 募集職種

職種	施設	勤務内容
一般事務	①総合ボランティア支援センター	ボランティアの連絡調整
	②ファミリーサポートセンター	利用会員、協力会員の連絡調整
	③いきいきサロン	サロンにおける連絡調整
施設職員	①障害者福祉センターあけぼの	身体障害者に対する支援の補助
	②こども発達センター	小学校就学前の児童に対する支援 (要保育士資格)
	③障害者福祉センターつつじ園	知的障害者に対する支援の補助
	④つつじ園夜間支援	知的障害者に対する夜間の支援
	⑤障害者福祉センターふじしろ	知的障害者に対する支援の補助
訪問介護員	①ヘルパーステーション	ホームヘルプサービス (要普通自動車運転免許、ヘルパー2 級以上)
軽作業	①取手市立あけぼの	施設の清掃
	②取手市立さくら荘	施設の清掃
看護師	施設等	施設等における看護業務
調理師	施設等	施設等における調理業務
栄養士	施設等	

2. 提出書類

- (1) 取手市社会福祉協議会臨時職員登録申込書
- (2) 資格を有する方は、その資格を証明する書類の写し

3. 任用までの流れ

- (1) 取手市社会福祉協議会臨時職員登録申込書を取手市社会福祉協議会事務局に提出します。申込書は、取手市社会福祉協議会事務局に備えてあります。
- (2) 採用に関しては、必要とする時期に担当施設から直接連絡をします。それから面接を行い、雇用条件等を提示し了解が得られた方を採用といたします。

(希望通りの勤務条件とは限りません。また、登録を頂いても有効期間中に全く連絡がない場合もございますので、あらかじめご了承ください。)

※賃金は職種、雇用形態によって異なります。(通勤方法、通勤距離により別途交通費支給)

※社会保険・雇用保険に関しましては、それぞれの加入基準を満たした場合に加入することになります。

※臨時職員は、社会福祉法人取手市社会福祉協議会常勤職員等就業規則に基づき任用されます。

※提出書類は、一切返却いたしません。

4. 問合せ

〒302-0021

取手市寺田 5144 番地 3 号

社会福祉法人取手市社会福祉協議会

(取手市福祉交流センター内)

TEL 0297-72-0603 又は取手市役所 0297-74-2141 (内線 1381・1382)